

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年10月31日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「開示請求人が平成15年10月15日に自己情報開示請求書を提出するに至った経緯及び当日、総務室の担当者が記録した聴取文書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「開示請求人が平成15年10月15日に自己情報開示請求書を提出するに至った経緯及び当日、総務室の担当者が記録した聴取文書」（以下「本件対象文書」という。）について、不存在であることを理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月12日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成15年12月2日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取消し、全部開示の決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、平成15年10月15日に異議申立人が自己情報の開示請求を求めて、行政情報室の担当者2名及び総務室の担当者2名の計5名で面接した際、異議申立人の発言を逐一記録していたという事実があるにもかかわらず、総務室にとって都合の悪い内容は記録がないとする裁量権を乱用したものである。

理由説明書によれば、「異議申立人の主張等についてメモを作成していた」が「特に組織的に共有する必要のない文書として破棄されている」と明記されているが、いつ、どのように破棄したのかについては記述がない。「聴取録」をいつ誰が破棄しても構わないと判断したのか重大な疑義がある。

実施機関は、「県職員の説明のとおりの手続を行ったため、総務室内で検討等を行う必要もなかったため」との破棄した理由を記述している。しかしながら、申出において、平成15年6月4日には異議申立人の「匿名による駐車」は拒絶されたが、平成15年10月6日に利用者名を空欄にして駐車整理票を提出した際は、警備員から氏名の記載を求められたものの、「氏名を記載させる規則がないのなら記載を拒否します。」と回答すると、警備員からそれ以上のコメントがなかったことに言及している。さらに、平成15年10月15日には、氏名は記載しないと行って駐車整理票を提出しても、注意等がなかったことも申し出ている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明している内容を総合すると、本件処分を行った理由などについては、おおむね次のとおりである。

平成15年10月15日、異議申立人から、当日自らが記入した駐車整理票の交付を希望する旨申出を受けたため、総務室員2名及び行政情報室員2名が県庁内で、必要な手続について説明を行った。この際、総務室員は、手続に理解が得られない場合などに備え、念のため、異議申立人の主張等についてメモを作成していた。

今回、異議申立人は県職員の説明のとおりの手続を行い、総務室内で検討等を行う必要もなかったため、作成したメモについては、特に組織的に共用する必要のない文書として破棄されている。

このため、当日、総務室員が作成したメモは、実施機関の職員が職務上作成したものであるが、組織的に用いられることもなく、当然、組織として保有されることもなかったものであり、条例第2条第2項に定める行政文書には当たらないものである。

その他、異議申立人の趣旨に合致する行政文書は一切作成されていない。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

異議申立人によると、平成15年10月15日に行った協議(以下「本件協議」という。)の内容は、同人が同日に行った自己情報開示請求(以下「本件自己情報開示請求」という。)に関する事項であり、駐車場の利用についても申出を行ったとしている。

また、異議申立人は、総務室の職員が同人の発言を逐一記録していたと主張している。

これに対して実施機関は、当日総務室の職員が異議申立人の発言をメモに記録していたことを認めた上で、当該メモは、自己情報開示請求の手続について理解が得られなかった場合に備えるために作成したものであり、当日本件自己情報開示請求が提出されたことで、組織的に共用する必要がないものとして破棄しており、かつ、本件請求の対象となる行政文書は一切作成していないと説明している。

本件自己情報開示請求については、実施機関の説明のとおり、本件協議と同日

付けで自己情報開示請求書が提出され、実施機関もこの請求に基づいて、平成15年10月29日付けで自己情報開示決定処分を行っている。

このことから、本件協議の結果、自己情報開示請求手続は適切に行われていると認められ、総務室の職員が本件協議を記録したメモ(以下「本件メモ」という。)を組織的に共用する必要がないと判断し、破棄したとする実施機関の説明に特段不自然又は不合理な点は認められない。

また、条例第2条では、開示請求の対象となる行政文書は「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定していることから、個人の備忘録にとどまる本件メモは、そもそも開示請求の対象とはならない。

次に、実施機関は、本件メモのみを作成し、本件対象文書に該当する行政文書は作成していないと説明しているため、このことについて検討する。

前述のように、本件自己情報開示請求に係る手続は適切に行われており、実施機関内部において本件協議について検討を行う必要はなかったものと推察されることから、本件対象文書を作成していないとする実施機関の説明は、不合理ではない。

なお、異議申立人は、平成15年10月15日には、自己情報開示請求を行ったほか、駐車整理票に氏名を記載しなくても警備員から注意がなかったことなどについて申立てを行ったと主張しているが、本件自己情報開示請求は同人が記載した駐車整理票の開示を求めるものであったことから、実施機関において自己情報開示請求に伴う説明の一環であると判断し、別に聞取票等を作成しなかったとしても、特段不自然とは言えない。

したがって、本件対象文書が存在しないため開示しなかったとする実施機関の判断は妥当であると認められる。

2 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
1 6 . 1 . 7	・ 諮問を受けた。
1 6 . 1 . 2 3	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
1 6 . 2 . 2 5	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
1 6 . 3 . 3	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
1 6 . 4 . 1 2	・ 異議申立人から意見書を収受した。 ・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
1 8 . 1 2 . 1 8 (平成 18 年度第 8 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
1 9 . 1 . 1 8 (平成 18 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
真 田 文 人	弁護士
鈴 木 玉 緒	広島大学大学院社会科学研究科助教授
西 村 裕 三 (部 会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授